

福岡市強度行動障がい者共同支援事業

共同支援事業とは・・・

事業の対象として認められる行動障がい者(※)に対して、下記に示す事業を行う事業所における支援を対象に、支援の引き継ぎや職員の研修として複数事業所の職員により、共同で支援を行う事業です。共同支援を要請・実施することに関する費用等の負担はございません。また、共同支援として職員を派遣した障がい者関係施設・事業所に対しては、派遣費が支給されます。

※自傷行為や他害行為などがあり、複数職員による共同支援を行う必要があると認められる方。本事業の対象となるかどうかについては、事務局職員がご自宅等に訪問し、確認・決定します。

対象となる事業

- 指定短期入所事業所 ● 指定共同生活援助事業所 ● 指定行動援護事業所 ● 指定重度訪問介護事業所 ※R6年度より追加
- 指定生活介護事業所 ● 指定居宅介護支援事業所 ● 福岡市日中一時支援

共同支援が活用できるのは、下記のような場合が考えられます

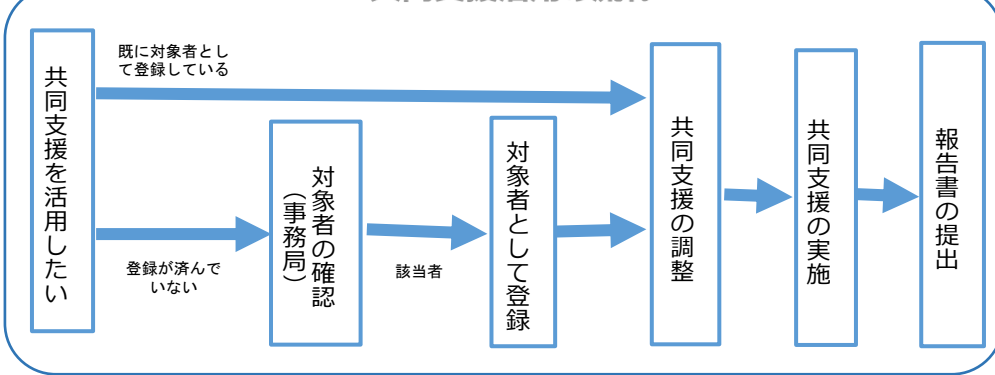
<p>ニーズA：既に強度行動障がいのある利用者がいる事業所等</p> <p>利用できる事業所や、サービスを広げたい、対象者の支援ができる支援者を増やしたいと考えている。</p>	<p>ニーズB：これから強度行動障がい者を受け入れる事業所等</p> <p>新しく強度行動障がい者を受け入れるにあたって、何らかの支援（円滑な引き継ぎ等）があれば受け入れられそうである。</p>	<p>ニーズC：事業所間で支援の共有化を図りたい、職員研修をしたいケース</p> <p>複数サービスを利用しているが、支援の統一ができていない。また、支援の研修として参加したい。</p>
---	--	--

拡げたい

受け入れたい

学びたい

共同支援活用の流れ



結果として目指すもの・・・



(ご利用にあたっての留意事項)

- ※ 共同支援の実施には、対象者及びご家族の同意が必要です。
- ※ 共同支援は、相談支援事業所・福祉サービス事業所等と連携して、職員の派遣調整を行います。
- ※ 共同支援にあたる職員（支援実施主体である当該短期入所事業所等以外の施設等に所属する職員）の数は、原則2名までですが、特別な事情がある場合は3名まで、同一法人内の他施設・他事業所の職員が共同支援を行う場合は1名までとします。
- ※ 宿泊を伴う支援の標準的な拘束時間は、18時から翌日9時までです。（22時から6時まででは休憩時間）
- ※ 共同支援実施後は、支援の実施内容についての報告書を提出していただけます。
- ※ 支給される派遣費は、宿泊を伴う場合は15,970円、宿泊を伴わない場合は7,530円です(R6年現在)。
- ※ 職員を派遣する事業所等は、福岡市内に所在する障がい者関係施設に限ります。
- ※ 共同支援にあたる職員の服務は、職務研修として位置づけられます。職員を派遣した事業所等は、派遣費を受領後、共同支援に派遣された職員に対し、手当等の形で支給してください。

福岡市強度行動障がい者支援事業 事務局

〒814-0155 福岡市城南区東油山4-14-21 障がい者地域生活・行動支援センター か～む

TEL : 092-834-2557 FAX : 092-834-2558

E-mail : j-kyoukou@fc-swc.org